

不動産流通税の減税策

Q : 登録免許税以外にも、不動産流通税の減税策がとられたと聞きました。具体的に内容を教えて下さい。

A : 不動産取得税など、地方税においても不動産流通促進の為の減税策がとられました。

【解説】

① 不動産取得税

不動産取得税は土地や建物を取得した場合に、都道府県に対して納める税金ですが、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの3年間に限り、税率が一律3%（改正前は4%）に引き下げられました。

また、宅地の課税標準を2分の1とする特例は、平成17年12月31日まで延長されました。

その他、住宅用地や住宅用家屋の取得にかかる減税策は今までとおりです。

② 事業所税

事業所税は、一定規模（既設事業所については、床面積が1000㎡・従業員100人）以上の事業所を有する事業主などに対して、東京都や指定都市が課す地方税ですが、新設・増設に係る事業所税は、平成15年3月31日をもって廃止されました。

③ 特別土地保有税

特別土地保有税は、一定以上の面積（東京都の場合で2000㎡）の土地の取得や保有に対して課される地方税ですが、平成15年4月1日以降の課税は凍結されることとなりました。

